

令和6年5月20日

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 関係住民への意見聴取について

1. 主旨

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果として、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「検討報告書（素案）」という。）を作成しました。

今後の検討の参考とするため、関係住民からご意見をお聴きする場（以下、「ご意見をお聴きする場」という。）を開催するとともに、文書によるご意見の募集を実施いたします。

2. 意見聴取対象

「検討報告書（素案）」

3. 意見聴取対象者

（１）「ご意見をお聴きする場」にてご意見を発表いただく方

＜岐阜県＞

岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町に在住、通勤・通学の方

＜愛知県＞

名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町に在住、通勤・通学の方

＜三重県＞

桑名市、木曽岬町に在住、通勤・通学の方

（２）文書にてご意見を提出いただく方の対象者は限定いたしません。

4. ご意見の応募方法

(1) 「ご意見をお聴きする場」への応募方法

「検討報告書（素案）」に対して「ご意見を発表いただく方」（以下「意見発表者」という。）は、『別紙－1 留意事項（発表）』を確認した上で、『別紙－2 発表応募用紙』に氏名、住所、電話番号、年代、ご希望の会場名、「検討報告書（素案）」に対する意見の要旨などの必要事項を記載して、「7. 応募用紙の提出先」に記載している提出先までご提出ください。

(2) 「文書によるご意見の募集」への応募方法

「検討報告書（素案）」に対して「文書にてご意見を提出いただく方」（以下「意見者」という。）は、『別紙－5 留意事項（文書）』を確認した上で、『別紙－6 文書応募用紙』に氏名、住所、電話番号、年代、「検討報告書（素案）」に対する意見などの必要事項を記載して、「7. 応募用紙の提出先」に記載している提出先までご提出ください。

5. 「ご意見をお聴きする場」の開催日時及び開催場所

開催日及び開催場所：『別表－1 会場一覧』をご覧ください。

- ・各会場における一人あたりの発表時間は10分を想定し、発表者は8名までとします。受付は、各会場とも応募の先着順とさせていただきます。また、発表順についても同様に応募の先着順といたします。
- ・発表会場について、第一希望の会場の応募が上限に達した場合は、各会場の申し込み状況から第二希望又は第三希望会場での発表についてご案内させていただきますが、第一希望を優先して決定させていただくことについて、あらかじめご了承ください。
- ・第二希望又は第三希望の会場において発表者が上限に達した場合や、応募された時点で全ての会場において発表者が上限に達していた場合については、事務局よりその旨をご連絡させていただきますこと、あらかじめご了承ください。
- ・意見の発表日時などのご案内については郵送にて行わせていただきます。令和6年5月31日（金）に事務局からご案内を発送させていただきます。
電子メールでののご案内を希望された方は電子メールにてご連絡させていただきますが、併せて同様の内容を郵送でもお送りいたします。
- ・なお、発表を希望される方は、期限までに申し込みのあった方に限らせていただきます。

6. 文書によるご意見の募集期間

令和6年5月20日（月）～令和6年6月7日（金）

7. 応募用紙の提出先

「意見発表者」は、『別紙－２ 発表応募用紙』に必要事項を記入の上、（１）の提出先に、（２）の提出期限までに送付してください。

「意見者」は、『別紙－６ 文書応募用紙』に必要事項を記入の上、（１）の提出先に（３）の期限までに送付してください。

（１）『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』の提出先

独立行政法人水資源機構中部支社 ダム事業課

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取」

事務局 宛

①郵送の場合：〒460-0001 名古屋市中区三の丸１丁目２番１号

②FAXの場合：052-231-7516

③電子メールの場合：chubu_water@water.go.jp

※電子メールによる提出の場合は、件名に「意見募集用紙」と記載をお願いします。

（２）『別紙－２ 発表応募用紙』の提出期限

令和６年５月３０日（木） １７時必着

（３）『別紙－６ 文書応募用紙』の提出期限

令和６年６月７日（金） １７時必着

（４）『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』の入手方法

①インターネットによるホームページからの入手

国土交通省中部地方整備局「検討主体による個別ダムの検証に係る検討」

ホームページ

URL: https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/index.htm

独立行政法人水資源機構中部支社「検討主体による個別ダムの検証に係る検討」ホームページ

URL: <https://www.water.go.jp/chubu/chubu/kensho/index.htm>

②紙媒体による入手

「８．検討報告書（素案）」の閲覧又は入手方法」の「（２）紙媒体による「検討報告書（素案）」の閲覧場所」において『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』を配付しております。

※『別紙－２ 発表応募用紙』または『別紙－６ 文書応募用紙』を使用していない場合でも、『別紙－２ 発表応募用紙』または『別紙－６ 文書応募用紙』の必要事項と同様の事項を記載し、提出いただいた場合には受付いたします。

なお、「意見発表者」については、必ず「ご意見をお聴きする場」にてご意見の発表をする旨がわかるようにしてください。

8. 「検討報告書（素案）」の閲覧又は入手方法

（１）インターネットによる「検討報告書（素案）」の閲覧又は入手の方法

国土交通省中部地方整備局「検討主体による個別ダムの検証に係る検討」

ホームページ

URL: https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/index.htm

独立行政法人水資源機構中部支社「検討主体による個別ダムの検証に係る検討」

ホームページ

URL: <https://www.water.go.jp/chubu/chubu/kensho/index.htm>

※上記のアドレスから資料として「検討報告書（素案）」並びにその骨子、別冊資料の閲覧又は入手が可能です。

（２）紙媒体による「検討報告書（素案）」の閲覧場所

『別表－２ 閲覧場所一覧』の場所において閲覧が可能です。

※紙媒体により、閲覧いただける資料は「検討報告書（素案）」並びにその骨子、別冊資料です。

（３）「検討報告書（素案）」の閲覧期間及び閲覧時間

①閲覧期間

インターネット：令和６年５月２０日（月）～令和６年６月７日（金）

紙媒体：令和６年５月２１日（火）～令和６年６月７日（金）

※ホームページへの掲載は閲覧期間終了後も継続する予定です。

②紙面閲覧時間

閲覧場所により、閲覧いただける時間が異なります。詳しくは『別表－２ 閲覧場所一覧』をご覧ください。

9. 一般傍聴

「ご意見をお聴きする場」は公開で行いますので傍聴席にて傍聴が可能です。

傍聴は事前登録制とさせていただきますので、傍聴をご希望の方は事前申込みをお願いいたします。なお、傍聴される方の席を確保しておりますが、満席となった場合は傍聴をご遠慮いただく場合もあります。また、動画配信による公開の予定はありません。

詳細につきましては『別紙－３ 留意事項（傍聴）』をご覧ください。

10. 報道関係者の取材について

「ご意見をお聴きする場」は取材が可能です。

取材は、事前登録制とさせていただきますので、取材をご希望の方は事前申込みをお願いいたします。

詳細につきましては『別紙－４ 留意事項（報道）』をご覧ください。

11. 個人情報の取り扱い及び記録等の公表について

「ご意見をお聴きする場」の運営に必要な情報並びに開催結果については次のとおり取得・公表させていただきます。

（１）「ご意見をお聴きする場」の開催結果について

- ・意見の発表は、事務局にて撮影及び録音を行います。発表いただいたご意見については、事務局にて記録しました撮影及び録音記録により、議事録を作成させていただきます。
- ・議事録の作成にあたっては「ご意見をお聴きする場」の終了後、独立行政法人水資源機構中部支社から発表の内容や趣旨に関する確認をさせていただくことがあります。
- ・作成した議事録は中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構中部支社ホームページ並びに国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構が作成を進めている「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書」並びにその別冊資料に掲載しますので予めご了承ください。
- ・ご意見を発表いただく際に資料を投影した場合はその資料についても公表させていただきます。投影できる資料の詳細については『別紙－１ 留意事項（発表）』の（16）をご覧ください。

（２）いただいたご意見についての検討主体としての考え方について

- ・いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方をお示しさせていただきます。
- ・「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見についての検討主体としての考え方をお示しするにあたっては、議事録等からご意見を要約したものを併記させていただきます。
- ・文書にて、いただいたご意見についての検討主体としての考え方をお示しするにあたっては、ご意見を要約したものを併記させていただきます。

（３）個人情報等の取り扱いについて

- ・『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』の「表面」にご記入いただく個人情報、『別紙－２ 発表応募用紙』の「裏面」にご記入いただく「意見の要旨」について「意見発表者」並びに「意見者」ご本人の許可無く公表する事はい

たしません。

- ・『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』にご記入いただく属性情報については統計処理を行い、今後の検討の参考とさせていただきます。「ご意見をお聴きする場」にて発表いただけない方の属性情報については統計処理の対象から除外させていただきます。なお、公表する場合は個人が特定できる情報を含めることはありません。
- ・議事録等の性質上、公表する一連の内容に氏名等の個人情報が含まれる場合は対象箇所を黒塗りなどの処理により個人が特定できないものとします。
- ・「ご意見をお聴きする場」は公開にて行いますので一般傍聴並びに報道関係者の取材を可能としています。傍聴並びに取材において、知り得た情報の取扱いについては責任を負うことができません。傍聴者、報道関係者の責任において適切に取扱いいただきますようお願いします。

(４)「各会場における意見発表者数」等の事前公表について

- ・「各会場における意見発表者数」等の情報を「ご意見をお聴きする場」の開催前に公表させていただきます。なお、公表は、「意見発表者」が概ね確定します『別紙－２ 発表応募用紙』の提出期限日以降とさせていただきます。
- ・「各会場における意見発表者数」と併せて、「文書によりいただいた意見数」等を公表させていただきます。事前公表させていただきます情報に個人が特定できるものを含めることはありません。
- ・公表する発表者数等は、当日の状況等により変更となる場合がありますのでご了承ください。

12. 事務局

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川環境課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎 2 号館

TEL : 052-953-8148 FAX : 052-953-8351

独立行政法人水資源機構 中部支社 ダム事業課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 1 号

TEL : 052-231-7541 FAX : 052-231-7516

電子メール : chubu_water@water.go.jp